を換価回収して得た額に、各子会社が寛一商店に対して有する一般更生債権に対して上記①の定めに従い寛一商店から最終弁済があったものとみなして、寛一商店の各子会社に対するかかる最終弁済額を加算するものとする。
③最終弁済額が、元本等のうち初回免除及び初回弁済を控除した後の残額を超過する場合、前記アに定める初回免除は、超過部分の範囲に限り、遡及的に効力を失うものとする。
④一般更生債権が他の更生会社に対する更生債権等の保証履行請求権に係るものである場合において、上記①から③までの定めに従い最終弁済を行うとすると、当該更生債権等の債権者が当該更生債権等の元本等の額を超過して弁済を受けることとなるときは、超過額相当分は当該一般更生債権の最終弁済額から減額するものとする。

エ　最終免除

上記ウに定める最終弁済を実施した場合、当該最終弁済を実施した日に、当該最終弁済実施後における元本等の残額について、免除を受ける。

上記ウに定める最終弁済を実施しない場合、管財人は更生債権者にその旨を通知するとともに、当該通知において管財人が別途定める日に、元本等の残額の免除を受ける。

第２　共生商会、ハーベリィ科学研究所、ライフプランニング、新潟医薬及びさくら調剤薬局

１　確定一般更生債権

確定一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表12―５乃至12―９「一般更生債権弁済計画表」記載のとおりである。

共生商会
債権者数：15名
総債権額：170,004,481円及び額未定

ハーベリィ科学研究所
債権者数：34名
総債権額：401,563,209円及び額未定

ライフプランニング
債権者数：16名
総債権額：405,005,558円及び額未定

新潟医薬
債権者数：14名
総債権額：158,294,191円及び額未定

さくら調剤薬局
債権者数：16名
総債権額：146,664,832円及び額未定

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　更生手続開始決定後の利息の請求権等

前記１の確定一般更生債権のうち更生手続開始決定後の利息及び遅延損害金の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、本更生計画認可決定日に全額免除を受ける。

⑵　元本等に係る権利の変更

管財人は、前記⑴記載の免除額を控除した残額（別表12―５乃至12―９「一般更生債権弁済計画表」記載の弁済総額記載の額）について、本更生計画認可決定日から３か月以内で管財人が指定する日に、一括弁済する。

第４節　権利の変更及び弁済等に関するその他の事項

第１　弁済・納付の場所

本更生計画による弁済は、管財人事務所（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）の所在地（東京都千代田区大手町１―１―２大手門タワー）において行う。ただし、債権者が金融機関の口座への振込を求めた場合には、その指定に従い、振込費用は弁済を行う更生会社の負担とする。また、公租公課の納付は、徴収権者の指定する方法及び場所において行う。

更生会社が源泉徴収又は特別徴収をすべき債権については、当該源泉徴収等をした上で、残額を弁済する。

第２　取下げ又は放棄がなされた債権の取扱い

本更生計画認可決定日までの間に更生担保権又は更生債権の一部の取下げ又は放棄がなされたとき、更生債権等の権利の変更及び弁済については、取下げ又は放棄がなされた更生債権等の残額を基準として行う。

第３　債権譲渡等の取扱い

１　本更生計画案提出日以降、本更生計画認可決定日までに更生債権等の譲渡又は移転がなされた場合

更生債権等の権利の変更及び弁済については、当該更生債権等の譲渡又は移転（本第３において、以下「譲渡等」という。）がなされる前の債権額を基準として行う。ただし、更生債権等の一部の譲渡等がなされたときにおける更生債権等の弁済については、当該更生債権等の譲渡等がなされる前の債権額を基準としてなされた権利変更後の更生債権等に係る弁済を、当該更生債権等の譲渡等がなされる前の債権者と後の債権者の有する債権額に按分して行うものとし、端数処理は後記第４に従うものとする。

２　本更生計画認可決定日後に更生債権等の譲渡等がなされた場合

更生債権等の弁済については、譲渡等の対象である権利変更後の更生債権等の内容に応じて行う。

第４　端数処理

本更生計画に基づく弁済額の１円未満の端数は、これを切り上げる。

第５　充当順序

更生債権者等が本更生計画による弁済を受ける更生債権等に、元本に加え、利息又は損害金（約定損害金を含む。以下本第５において同じ。）が含まれる場合には、当該更生債権等に対する弁済の充当は、別に定めのない限り、元本、利息、損害金の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生時期の古いものから順次充当する。

第６　反対債権がある場合の処理

管財人は、更生債権者等に対し本更生計画に基づき更生債権等を弁済するにあたり、更生債権者等に対して弁済期の到来した債権を有する場合、当該債権を自働債権とし、本更生計画に基づく権利変更後の更生債権等を受働債権として、対当額にて相殺の上、残額を弁済することができる。

第７　損害金等

本更生計画の定めによる弁済には利息、損害金等を付さない。

第８　更生債権者等を確知できない場合

管財人は、本更生計画に基づく弁済をすべき更生債権者等を確知できない場合、当該更生債権者等を確知できたときに弁済するか、又は、弁済供託を行うことで免責されるものとする。この場合、管財人は、当該更生債権者を確知するまでの間の利息、損害金等の支払を要しない。

第４章　未確定更生債権等に対する措置

第１節　未確定の更生担保権

第１　未確定更生担保権の内容

別表13―１及び13―２「未確定更生担保権／更生債権一覧表」記載の更生担保権については、「未確定の理由」欄記載のとおり、本更生計画案提出時において未確定となっている。これらの未確定更生担保権についても、確定した場合は、後記第２の定めに従って取り扱う。

第２　未確定更生担保権の措置

未確定更生担保権が確定したときは、更生担保権として確定した金額については、未確定更生担保権が確定した日から３か月以内で管財人の指定する日に一括弁済し、一般更生債権とし